

総務省消防庁消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消防庁長官が消防団活動に積極的に協力している市町村等消防団協力事業所等のうち、特に顕著な功績が認められる事業所等に対して、総務省消防庁消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- 二 市町村等消防団協力事業所 市(町村)長等が消防団活動に協力していると認め、市町村等消防団協力事業所表示証を交付した事業所等(以下「協力事業所」という。)をいう。
- 三 市町村等消防団協力事業所表示証 第2号の事業所等に対して、消防団活動に協力した証として交付した表示証をいう。
- 四 総務省消防庁消防団協力事業所 消防庁長官が消防団活動に協力していると認め、総務省消防庁消防団協力事業所表示証を交付した事業所等(以下「総務省消防庁協力事業所」という。)をいう。
- 五 総務省消防庁消防団協力事業所表示証 第4号の事業所等に対して、特に消防団活動に協力した証として交付した表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)をいう。

(総務省消防庁協力事業所の推薦)

第3条 都道府県、市町村等は、総務省消防庁に特に協力内容が優れていると認められる協力事業所の中から、功績調書(別記様式第1号)により、総務省消防庁協力事業所として推薦できるものとする。

(認定基準)

第4条 消防庁長官が特に消防団活動に協力している実績が顕著な事業所等と認めるときは、総務省消防庁協力事業所の認定を行うものとする。

(総務省消防庁表示証の交付等)

第5条 消防庁長官は、事業所等が前条の基準に適合していると認めたときは、当該事業所等(消防関係法令に違反している場合は除く。)に総務省消防庁表示証(別記様式第2号)を交付するものとする。

(総務省消防庁表示証の表示)

第6条 総務省消防庁協力事業所は、総務省消防庁表示証が交付された年月を付して、表示証を表示することができる。

2 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

- 一 総務省消防庁表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
- 二 パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

3 総務省消防庁表示証の様式は、次に掲げるものとする。

一 前条に掲げる別記様式第2号とする。

二 前条に掲げる別記様式第2号の寸法により同率に拡大又は縮小したものとする。

(総務省消防庁表示証交付整理簿の備え付け)

第7条 総務省消防庁表示証の交付に際して、消防庁長官は、総務省消防庁消防団協力事業所表示証交付整理簿(別記様式第3号)を備え付け、総務省消防庁表示証の交付に関する総務省消防庁協力事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第8条 総務省消防庁表示証の表示有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第9条の規定による認定の取消しの日までとする。

2 総務省消防庁表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第6条に規定する表示を行うことができない。

3 消防庁長官は、総務省消防庁事業所に対し、有効期間の満了日前までに、当該市町村等協力事業所の担当市町村等を通じ、協力事項の現状及び表示の継続意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

第9条 消防庁長官は、総務省消防庁事業所が事業を廃止又は休止した時、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により総務省消防庁表示証の交付を受けたとき、又はその他総務省消防庁協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、消防庁長官は、総務省消防庁協力事業所に対し、当該認定の取り消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により総務省消防庁協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、交付された総務省消防庁表示証を消防庁長官へ返還しなければならない。

(総務省消防庁協力事業所の公表)

第10条 消防庁長官は、総務省消防庁協力事業所の名称、消防団への協力内容、その他の事項について広報紙等により公表するものとする。

(総務省消防庁協力事業所の表彰)

第11条 消防庁長官は、総務省消防庁表示証の交付に併せて、消防表彰規程(昭和37年3月31日 消防庁告示第1号)等に基づき表彰することができる。

(所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、消防庁国民保護・防災部防災課において所掌する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。